

令和元年台風第19号及び同年台風第21号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部を改正する省令
(令和2年1月7日公布・環境省令第1号)

令和2年1月
環境省
環境再生・資源循環局

1. 改正の趣旨

- 廃棄物処理法第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令(廃棄物処理法施行規則第12条の7の16)で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県知事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物を処理することができることとされている(非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。)
- 令和元年台風第19号及び同年台風第21号(以下「本件台風」という。)により、被災地域においては大量の災害廃棄物が発生しており、災害廃棄物(一般廃棄物)のうち、大量に発生したコンクリートくず等を迅速に処理するため、「令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令(令和元年11月1日公布・環境省令第13号)」(以下「特例省令」という。)を制定し、安定型最終処分場の設置者が、本件台風により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合について、当該処分場において、本件台風により生じた一般廃棄物(発生地域は指定)を処理する場合に限り、都道府県知事に届出をすることにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとする特例措置を講じている(有効期間は令和3年10月31日まで)。
- 本件台風により、被災地域において、廃油、廃酸又は廃アルカリ(ポリタンクに入ったもの)、それらが混ざった汚泥が災害廃棄物として発生しているところ、これらは一般廃棄物処理施設での処理が困難であるため、処理が可能な産業廃棄物処理施設において処理する必要がある。
- 汚泥、廃油、廃酸又は廃アルカリ(以下「汚泥等」という。)は、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16の対象とはなっておらず、災害廃棄物として発生したこれらを産業廃棄物処理施設で処理する場合には、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要であり、その取得には時間を要する。
- 生活環境保全上の観点から、災害廃棄物を迅速に処理するために、特例省令の対象範囲を以下のとおり改正することで、汚泥等の産業廃棄物処理施設の設置者が、都道府県知事への届出

を行うことにより、当該処理施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができることとし、手続きの簡素化を図ることとする。

2. 改正の内容

- 特例省令第2条第1項において特例の対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び同施設において処理する一般廃棄物（令和元年台風第十九号及び同年台風第二十一号により生じた一般廃棄物（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県又は長野県の区域内において生じたものに限る。）に限る。）について以下のとおり追加する。

産業廃棄物処理施設の種類	一般廃棄物
汚泥の脱水施設	汚泥
汚泥の乾燥施設	汚泥
汚泥の焼却施設	汚泥
廃油の油水分離施設	廃油
廃油の焼却施設	廃油
廃酸又は廃アルカリの中和施設	廃酸又は廃アルカリ
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物
廃酸又は廃アルカリの焼却施設	廃酸又は廃アルカリ

3. 施行の日

公布の日